

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成26年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成26年6月2日(月) 午前10時30分～11時20分
開 催 場 所	402B学習室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：川島会長、細谷副会長、加園(光)委員、佐々木委員、高橋委員、永井委員、乃一委員、福本委員 欠 席 者：荻原委員、加園(和)委員 事 務 局：文書情報課長、文書情報課主査(法規担当グループ)、文書情報課主任(法規担当グループ) 実施機関：地域福祉課長、地域福祉課主査(地域福祉グループ)、子ども家庭担当部長、子育て支援課主査(手当・医療グループ) 障害福祉課長、障害福祉課主査(援護第一グループ)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (8) その他
議 題	議題(1) 臨時福祉給付金支給事務における本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の目的外利用について 議題(2) 子育て世帯臨時特例給付金支給事務における保有個人情報の目的外利用について 議題(3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1)：可とする。 議題(2)：可とする。 議題(3)：議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	○ 本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として審議を進めていきます。会議開会前に文書情報課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断しましたので、公開により開催します。 報告事項 (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について ○ 始めに、報告事項についてですが、異議がなければ、報告事項(1)から報告事項(7)までを一括での報告とさせていただいてよろしいですか。 ○ はい。

○ では、報告事項(1)から報告事項(7)まで、事務局に報告を求めます。

【説明要旨】

● 報告事項(1)から報告事項(7)まで、一括して報告します。

まず、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」です。

会議次第の1ページ及び2ページを御覧ください。

この表は、平成26年4月30日までに市長に報告されている個人情報取扱業務について、部署ごとの件数をまとめたものです。

この件数は、この後、報告事項(2)から(4)までで報告させていただく個人情報を取り扱う業務の開始、変更及び廃止の届出を反映した件数となっております。

2ページの下合計欄を御覧ください。4月30日現在、各実施機関における個人情報取扱業務の件数ですが、市長から議長までの実施機関の合計で、594件となっております。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の3ページ及び報告資料としている冊子の5ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始の届出については、「第四次長期総合計画及び男女共同参画計画策定に係る市民意識調査」ほか7件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の5ページから7ページまでのとおりです。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の4ページ及び報告資料の11ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更の届出については、「児童手当支給事務」ほか64件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の11ページから46ページまでのとおりです。

次に、報告事項(4)「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の5ページ及び報告資料の49ページを御覧ください。

条例第6条第2項の規定による個人情報を取り扱う業務の廃止の届出については、「高齢者世帯等家具等転倒防止器具取付事業」ほか6件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の49ページから52ページまでのとおりです。

次に、報告事項(5)「保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の6ページ及び報告資料の55ページを御覧ください。

条例第6条第3項の規定による個人情報の利用状況の届出については、「各種団体役員名簿管理業務」ほか551件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の55ページから107ページまでのとおりです。

次に、報告事項(6)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項に

ついて」、報告します。

会議次第の7ページ及び報告資料の111ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の目的外利用の届出については、「国民健康保険税賦課業務」による「住民基本台帳事務」の保有個人情報の目的外利用ほか13件あり、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の111ページから116ページまでのとおりです。

最後に、報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の8ページ及び報告資料の119ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の外部提供の届出については、「住民基本台帳事務、戸籍事務」ほか44件あり、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の119ページから134ページまでのとおりです。

【主な意見等】

- 事務局の報告について、何か意見、質問はありますか。
- 報告資料の15ページに「特別障害者手当事業」の変更の届出が報告されていますが、障害者の「害」を「がい」と平仮名で表記している文書等を目にする機会が増えたと思うのですが、市としては、漢字の表記が正しいのですか。
- 公文書を作成する上では、原則として漢字で表記することとしています。

議題

- (1) 臨時福祉給付金支給事務における本人以外のものからの個人情報の収集及び保有個人情報の目的外利用について

【説明要旨】

- 会議次第の10ページ及び資料1「臨時福祉給付金支給事務について」を御覧ください。

御案内のとおり、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給することとなりました。この臨時福祉給付金については、原則として支給対象者1人につき1万円を支給しますが、高齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等については、5千円を加算して支給する加算措置が採られることから、他の行政機関等からの情報提供により、適切に加算措置対象者を把握し、当該措置を講じていきたいと考えています。

諮問の事項としては、日本年金機構が保有する個人情報についての本人以外のものからの個人情報の収集及びこの本人以外収集をした際の本人への通知の省略並びに子育て支援課及び障害福祉課が保有する個人情報の目的外利用及びこの目的外利用をする際の本人への事前通知の省略となります。

詳細については、地域福祉課から説明します。

- それでは、臨時福祉給付金支給事務について説明します。資料1を御覧ください。

臨時福祉給付金支給事務の主旨については、先ほど事務局から説明があったとおり、本年4月から消費税が8%へ引き上げられたことに伴い、低所得者の方に与える負担の影響に鑑み、国において、暫定

的、臨時的な措置として実施するもので、実施主体は市区町村となります。

なお、市区町村が実施する給付事業に要する経費については、国が補助率10分の10の補助金を交付することとなっています。

次に、支給対象者ですが、基準日である平成26年1月1日現在、市区町村の住民基本台帳に記録されている方で、平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方又は市町村民税が免除されている方となっています。

次に、支給対象者とならない者ですが、資料1の3の(1)から(4)までのいずれかに該当する方は支給対象外となっています。

次に、支給額ですが、支給対象者1人につき1万円となっています。また、支給対象者のうち、資料1の4の(2)のアからシまでのいずれかに該当する方には、5千円が加算されます。

このうち、老齢基礎年金等、児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の受給者の情報は、提出された申請書の加算措置に関する審査のために利用する必要があるため、本審議会でご審議をいただくものです。

次に、申請及び支給方法並びに申請の受付期間ですが、支給を受けようとする方は、基準日において、住民基本台帳に記録されている市区町村に対して、郵送又は窓口で申請を行うこととなります。

申請書の送付時期は、本年6月30日を予定しており、申請の受付期間は同年7月1日から翌年の1月5日までの予定となっています。

詳細については、6月1日発行の市報で案内していますが、6月中旬に制度説明等のパンフレットを全戸に配布することとしています。

次に、その他ですが、まず、DV被害者については、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす場合には、配偶者の扶養親族等にはなっていないものとみなし、現に居住する市区町村に住居票を移していない場合であっても、当該市区町村において支給することとなっています。

次に、住民基本台帳に記録がない者については、基準日以降であっても、除票となっている住民登録を復活すれば、給付の対象とすることとなっています。

次に、児童福祉施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金については、入所等している施設等の所在市区町村が支給することになっています。

次に、3ページを御覧ください。

臨時福祉給付金の支給審査の流れについて、簡単に説明します。

申請をした方について、まず、支給決定済でないかを確認します。その後、支給対象者の要件を住民基本台帳、生活保護受給情報、税情報により確認します。要件に該当した方については、加算措置の対象かどうかを確認し、支給決定を行い、指定の口座へ振り込み、支払が終了した方については、支給決定済台帳に登録をします。

次に、5ページを御覧ください。

先ほど、加算措置の説明をしましたが、臨時福祉給付金の支給対象者であって、加算措置の対象となる方については、5千円を加算して支給することになります。

この表の加算措置の対象項目の老齢基礎年金等、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の受給者については、国の制度上、本人に申請内容を確認する書類を添付させるのではなく、本人の申請内容を公簿等により確認する仕組みと

されたことから、事前にこれらの情報を取得することにより、申請から支給までの事務を正確かつ迅速、円滑かつ効率的に行うことができるところになるため、個人情報の本人以外収集又は保有個人情報の目的外利用をする必要があります。

老齢基礎年金等の受給者については、個人情報の収集の相手方は日本年金機構、個人情報の収集の方法は本人以外収集、目的外利用をする保有個人情報の記録項目は基礎年金番号、生年月日、性別、氏名及び住所、個人情報の収集日は平成26年6月6日以降となっています。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者については、個人情報の収集の相手方は子育て支援課、個人情報の収集の方法は目的外利用、目的外利用をする保有個人情報の記録項目は氏名、性別、住所、生年月日及び支給決定内容、個人情報の収集日は、平成26年6月9日以降となっています。

特別障害者福祉手当、障害児福祉手当及び福祉手当の受給者については、個人情報の収集の相手方は障害福祉課、個人情報の収集の方法は目的外利用、目的外利用をする保有個人情報の記録項目は氏名、性別、住所、生年月日及び支給決定内容、個人情報の収集日は平成26年6月9日以降となっています。

原爆被爆者諸手当の受給者については、個人情報の収集の相手方は東京都、個人情報の収集の方法は本人以外収集、目的外利用等をする保有個人情報の記録項目は氏名、性別、住所及び生年月日、個人情報の収集日は平成26年1月22日となっています。

この手当については、東京都から当該情報の送付日の連絡がなく送られてきたため、事前に審議会に付議することができず、今回の審議会での報告となってしまいましたことを御了解いただきたいと思ます。

毒ガス障害者対策手当、ガス障害者対策手当、予防接種法に基づく健康被害救済給付金、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度については、申請者本人が申請書に確認資料を添付することになっています。

説明については、以上のとおりです。

【主な意見等】

- 説明が終了しましたので、委員に諮ります。意見、質問を出していただき、必要があれば担当課に説明を求め、最終的に意見を集約していきます。
- 原爆被爆者諸手当の受給者情報については、1月22日に収集したということですが、他市も同日に収集しているのですか。
- 東京都から一斉に市区町村に送付しているのです、他市においても同日に収集していると考えます。
- 対象者は何人いますか。
- 約30人です。
- 臨時福祉給付金の支給対象者の数と、そのうち加算対象者となる方は何人いますか。
- 臨時福祉給付金の対象者については16,500人で、このうち加算対象者は8,000人いると想定しています。

【審議結果】

- 議題(1)について、本人以外のものからの個人情報の収集及び目的外

利用等を可とします。

議題

(2) 子育て世帯臨時特例給付金支給事務における保有個人情報の目的外利用について

【説明要旨】

- 会議次第の13ページ及び資料2「子育て世帯臨時特例給付金支給事務について」を御覧ください。

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的に子育て世帯臨時特例給付金を支給することとなりました。この子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者については、平成26年1月分の児童手当の受給者で、かつ、臨時福祉給付金の受給者でない方を原則としていることから、児童手当及び臨時福祉給付金の支給対象者の情報提供を受けることにより、適切に子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者を把握していきたいと考えています。

諮問事項としては、子育て支援課及び地域福祉課が保有する個人情報の目的外利用及びこの目的外利用をする際の本人への事前通知の省略となります。

詳細については、子育て支援課から説明します。

- 資料2を御覧ください。

子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として行うものであります。また、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものとなります。

名称は、子育て世帯臨時特例給付金となり、実施主体は市町村となります。

支給対象者については、基準日である平成26年1月1日における特例給付を含む平成26年1月分の児童手当の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者となっています。

対象児童については、支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童を対象とします。ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等は対象外となります。

給付額は、対象児童1人につき1万円を支給することになります。

申請及び支給方法並びに申請の受付期間については、臨時福祉給付金と同様の手続となります。

目的外利用により業務を行う理由としては、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者は、基準日における平成26年1月分の児童手当の受給者であり、かつ、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者であることから、支給対象者を迅速かつ適正に把握するためには、子育て支援課が児童手当支給事務のために保有する個人情報のうち氏名、性別、住所、生年月日、続柄、電話番号、扶養人数、収入、課税額、控除額、金融機関口座及び支給決定内容を目的外利用する必要があります。

また、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者は、臨時福祉給付金の支給対象となる児童を除くことから、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象児童を適正かつ迅速に把握するためには、地域福祉課が臨時福祉給付金支給事務のために保有する保有個人情報のうち氏名、性

	<p>別、住所、生年月日、続柄及び支給決定内容を目的外利用する必要があります。</p> <p>説明については、以上のとおりです。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 説明が終了しましたので、委員に諮ります。意見、質問を出していただき、必要があれば担当課に説明を求め、最終的に意見を集約していきます。 ○ 子育て世帯臨時特例給付金については、課税されている方でも支給対象になりますか。 ● 平成26年1月分の児童手当の受給者であれば、課税されていても支給対象者となります。 ○ 支給対象者は何人いますか。 ● 約7,500人を想定しています。 ○ 臨時特例給付金の支給対象者の情報を目的外利用するのは、重複して支給することを避けるためということですか。 ● そのとおりです。 <p>【審議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議題(2)について、目的外利用等を可とします。 <p>議題</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特にありません。 <p style="text-align: right;">- 以上 -</p>
--	--

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>	傍聴者： 0 人
-------------	---	----------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
--------------	---

庶務担当課	総務部 文書情報課 (内線：385)
-------	-------------------------